

令和元年12月4日開会

①

# 令和元年第4回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

## 令和元年第4回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第141号議案 令和元年度茨城県一般会計補正予算（第4号）	1
第142号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
第143号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	46
第144号議案 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	49
第145号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	50
第146号議案 水戸市の中核市指定に伴う関係条例の整備に関する条例	51
第147号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	67
第148号議案 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	68
第149号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	69
第150号議案 社会福祉法に基づき無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	70
第151号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	77
第152号議案 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	78
第153号議案 茨城県漁港管理条例の一部を改正する条例	79
第154号議案 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	80
第155号議案 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例	87
第156号議案 市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例	90
第157号議案 茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例	91
第158号議案 当せん金付証票の発売について	92
第159号議案 県有財産の売却処分について	93
第160号議案 指定管理者の指定について	94
第161号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その1））	95
第162号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その2））	96
第163号議案 工事請負契約の変更について（次期処分場護岸築造工事（既設その2））	97
第164号議案 工事請負契約の変更について（次期処分場護岸築造工事（西南その1））	98
第165号議案 工事請負契約の変更について（次期処分場護岸築造工事（北その1））	99
第166号議案 工事請負契約の変更について（次期処分場護岸築造工事（西南その2））	100
第167号議案 工事請負契約の変更について（次期処分場護岸築造工事（北その2））	101
第168号議案 茨城県道路公社の定款の変更について	102

予 算

## 第 141 号議案

### 令和元年度 茨城県一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度茨城県一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月 4 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
つくばヘリポートの管理運営に係る協定	つくばヘリポートの管理運営に係る協定を日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体と締結する。	令和2年度	24,212千円

条例・その他

## 第 142 号議案

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第11項中「欄」を「項」に改める。

第22条の 4 第 2 項第 1 号ア中「加算した額に」の次に「， 6 月に支給する場合には」を、「100分の112.5)」の次に「， 12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては， 100分の117.5)」を加え， 同号イ中「100分の97.5」を「， 6 月に支給する場合には100分の97.5， 12月に支給する場合には100分の102.5」に改め， 同項第 2 号イ中「100分の 50」を「， 6 月に支給する場合には100分の50， 12月に支給する場合には100分の55」に改める。

別表第 1 から別表第 7 までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任 用職 員以 外の 職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600	381,500					
	95		295,200	343,100	381,900					
	96		295,600	343,500	382,300					
	97		295,800	343,700	382,600					
	98		296,100	344,100	383,100					
	99		296,500	344,500	383,500					
	100		296,900	344,800	383,900					
	101		297,100	345,100	384,200					
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び付則第4項に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500

	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
再任	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
用職	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
員以	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
外の	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
職員	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			

89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600	
99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000	
100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400	
101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700	
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130			376,200			
131			376,700			
132			377,200			
133			377,500			
134			378,000			
135			378,400			
136			378,800			

	137			379,100						
	138			379,600						
	139			380,100						
	140			380,600						
	141			380,900						
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考

- 1 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 3級の5号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、214,400円とする。

別表第3（第5条関係）

## 海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500	416,400
	2	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700	418,900
	3	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800	421,500
	4	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200	424,000
	5	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100	426,200
	6	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200	428,600
	7	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200	431,000
	8	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000	433,400
	9	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800	435,100
	10	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600	437,200
	11	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600	439,400
	12	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300	441,600
	13	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000	443,300
	14	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700	445,500
	15	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500	447,600
	16	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200	449,800
	17	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000	451,900
	18	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000	454,200
	19	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000	456,500
	20	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000	458,700
	21	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500	460,900
	22	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400	462,700
	23	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200	464,400
	24	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200	466,100
	25	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700	467,500
	26	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200	468,800
	27	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900	470,000
	28	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600	471,100
	29	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600	472,200
	30	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200	473,200
	31	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700	474,200
	32	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300	475,400
	33	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800	475,700
	34	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100	476,700
	35	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400	477,800
	36	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600	478,900
	37	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800	479,800
	38	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800	480,700
	39	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800	481,600
	40	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800	482,500

	41	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200	487,700
再任 用職 員以 外の 職員	49	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600	491,300
	56	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900
	57	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
	58	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300	
	59	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000	
	60	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700	
	61	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100	
	62	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400	
	63	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700	
	64	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000	
	65	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200	
	66	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
	67	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
	68	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100	
69	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300		
	70		369,600	422,000	449,600		
	71		370,000	422,600	449,900		
	72		370,300	423,200	450,100		
	73		370,800	423,700	450,300		
	74		371,000	424,300			
	75		371,500	424,800			
	76		371,900	425,400			
	77		372,200	425,900			
	78		372,700	426,500			
	79		373,200	427,200			
	80		373,700	427,800			
	81		374,200	428,100			
	82		374,600	428,700			
	83		375,100	429,400			
	84		375,600	430,000			
	85		376,000	430,400			
	86		376,500	430,900			
	87		376,900	431,600			
	88		377,400	432,300			

	89			377,900	432,500		
	90			378,400			
	91			378,900			
	92			379,400			
	93			379,700			
	94			380,100			
	95			380,600			
	96			381,000			
	97			381,500			
	98			381,800			
	99			382,300			
	100			382,700			
	101			383,300			
再任用職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

教育職給料表

1 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	273,400	331,900	382,100	457,700
	25	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	300,700	354,800	400,900	481,200
	36	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	310,400	364,400	408,400	491,300

	41	312,300	366,300	409,300	493,300
	42	312,800	368,200	410,900	495,200
	43	313,700	370,000	412,400	496,900
	44	314,600	371,800	414,000	498,800
	45	315,500	373,600	415,300	500,700
	46	316,500	375,400	416,900	502,500
	47	317,300	376,900	418,300	504,300
	48	318,300	378,700	419,900	506,200
	49	319,200	380,200	421,300	507,900
	50	320,100	381,800	422,600	509,600
	51	320,900	383,400	423,900	511,400
	52	321,700	385,100	425,200	513,300
	53	322,900	386,200	425,900	514,900
	54	323,700	387,700	426,900	516,500
	55	324,500	389,100	427,800	518,200
	56	325,300	390,700	428,700	519,800
	57	326,000	392,000	429,600	521,400
	58	327,100	393,400	430,500	522,700
	59	328,200	394,700	431,400	524,000
	60	329,200	396,200	432,300	525,200
	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
再任 用職 員以 外の 職員	65	334,100	402,900	437,100	530,000
	66	335,200	404,000	438,100	530,900
	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	337,600	407,100	441,000	533,600
	70	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	341,000	410,400	444,900	536,300
	74	342,000	411,300	445,800	536,800
	75	343,000	412,100	446,700	537,600
	76	344,000	412,900	447,700	538,200
	77	345,000	413,600	448,500	538,700
	78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700		
80	347,800	414,600	450,300		
81	348,800	414,900	451,100		
82	349,800	415,200	451,800		
83	350,800	415,400	452,100		
84	351,800	415,700	452,700		
85	352,400	416,000	453,100		
86	353,000	416,300	453,400		
87	353,600	416,600	453,700		
88	354,200	416,900	454,000		

89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
特				965,000
再任用職員	282,800	293,800	315,700	399,700

備考

- 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の4級の特号給は、大学の学長のみ適用する。

## 2 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	400,300	
	39	230,100	284,900	401,700	
	40	231,900	286,900	403,100	

	41	233,600	288,600	404,800
	42	235,300	290,900	406,200
	43	236,900	293,200	407,500
	44	238,500	295,700	409,000
	45	239,900	297,700	410,600
	46	241,200	300,100	411,900
	47	242,500	302,300	413,400
	48	243,700	304,900	415,000
	49	245,100	307,200	416,700
	50	246,600	309,600	418,100
	51	247,800	311,900	419,700
	52	249,300	314,100	421,200
	53	250,400	316,300	422,900
	54	251,600	318,300	424,400
	55	253,000	320,300	426,000
	56	254,000	322,300	427,600
	57	255,300	324,200	429,100
	58	256,300	326,300	430,600
	59	257,400	328,400	431,800
	60	258,600	330,400	433,000
	61	259,900	332,500	434,200
	62	260,900	334,600	435,500
	63	262,300	336,800	436,800
	64	263,400	339,000	438,000
	65	264,700	340,700	439,200
	66	266,100	342,900	440,400
	67	267,500	344,900	441,600
	68	269,100	347,100	442,800
	69	270,500	348,900	444,000
	70	271,800	350,800	445,200
	71	273,100	352,800	446,400
	72	274,400	354,800	447,600
再任 用職 員以 外の 職員	73	275,500	356,400	448,700
	74	276,700	358,300	449,300
	75	278,000	360,100	449,800
	76	279,000	362,000	450,300
	77	280,200	363,800	450,800
	78	281,400	365,500	
	79	282,600	367,200	
	80	283,800	368,800	
	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	
	84	288,500	374,700	
	85	289,500	375,800	
	86	290,600	377,200	
	87	291,600	378,600	
	88	292,800	379,900	

89	293,900	381,200
90	295,000	382,500
91	296,200	383,700
92	297,400	385,000
93	297,900	386,300
94	298,900	387,400
95	300,000	388,700
96	301,200	389,900
97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,500	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000

137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			
再任用職員	234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3 教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	370,000	
	39	229,300	258,700	371,300	
	40	231,000	261,000	372,900	

	41	232,600	263,600	374,000
	42	234,300	266,000	375,400
	43	235,900	268,200	376,800
	44	237,500	270,400	378,300
	45	239,200	272,500	379,700
	46	240,700	274,700	381,300
	47	242,000	276,900	382,900
	48	243,400	278,800	384,400
	49	244,600	281,100	385,800
	50	246,000	283,000	387,300
	51	247,400	284,900	388,800
	52	248,600	286,900	390,200
	53	249,700	288,600	391,400
	54	251,100	290,900	392,700
	55	252,300	293,200	393,800
	56	253,300	295,700	394,900
	57	254,500	297,700	396,300
	58	255,700	300,100	397,500
	59	256,800	302,300	398,700
	60	258,000	304,900	400,000
	61	259,400	307,200	401,200
	62	260,200	309,600	402,200
	63	261,400	311,900	403,600
	64	262,300	314,100	404,900
	65	263,300	316,300	406,100
	66	264,700	318,300	407,200
	67	265,800	320,300	408,400
	68	267,100	322,300	409,500
	69	268,700	324,200	410,500
	70	270,200	326,300	411,700
	71	271,500	328,400	412,900
	72	272,900	330,400	414,100
	73	273,900	332,500	414,700
	74	274,900	334,600	415,500
	75	276,100	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
再任	77	278,300	340,700	417,000
用職	78	279,400	342,600	417,400
員以	79	280,600	344,300	417,800
外の	80	281,800	346,100	418,200
職員	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000

89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	

137			400,100		
138			400,400		
139			400,700		
140			401,000		
141			401,300		
142			401,600		
143			401,900		
144			402,200		
145			402,400		
146			402,700		
147			403,000		
148			403,200		
149			403,400		
150			403,700		
151			404,000		
152			404,200		
153			404,400		
154			404,700		
155			405,000		
156			405,200		
157			405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第5（第5条関係）

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000

	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
再任 用職 員以 外の 職員	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	263,500	318,600	388,600		
75	264,700	319,700	389,200			
76	265,700	320,800	389,900			
77	266,800	321,900	390,600			
78	267,900	322,900	391,200			
79	269,100	323,800	391,800			
80	270,000	324,700	392,400			
81	271,200	325,800	393,000			
82	272,500	326,600	393,600			
83	273,800	327,300	394,200			
84	275,000	328,100	394,800			
85	276,100	328,600	395,300			
86	277,200	329,100	395,800			
87	278,500	329,600	396,300			
88	279,700	330,100	397,000			

	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験所、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第6（第5条関係）

## 医療職給料表

## 1 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700

	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
再任 用職 員以 外の 職員	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000

	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
再任	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
用職	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
員以	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
外の	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
職員	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			

89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

3 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600

	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
再任	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
用職	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
員以	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
外の	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
職員	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第7（第5条関係）

## 福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500
	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800
	13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600
	16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600
	17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100
	20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000
	21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900
	22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800
	23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800
	24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700
	25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700
	26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600
	27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600
	28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600
	29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100
	30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900
	31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700
	32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300
	33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100
	34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500
	35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000
	36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600
	37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000
	38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200
	39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400
	40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500

	41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600
	42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800
	43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000
	44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100
	45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800
	46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500
	47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200
	48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900
	49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500
	50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100
	51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600
	52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000
	53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400
	54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700
	55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000
	56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300
	57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600
	58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900
	59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200
	60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500
	61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800
	62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100
	63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400
	64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700
	65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000
	66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300
	67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600
	68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900
	69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100
	70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400
	71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700
	72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000
再任 用職 員以 外の 職員	73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200
	74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500
	75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800
	76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000
	77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200
	78	251,000	315,700	341,400	386,000	
	79	252,000	316,400	341,900	386,500	
	80	253,000	317,100	342,300	387,100	
	81	253,900	317,400	342,500	387,600	
	82	254,600	317,700	342,800	388,000	
	83	255,600	318,300	343,300	388,400	
	84	256,600	318,600	343,700	388,800	
	85	257,200	319,000	344,000	389,000	
	86	258,000	319,300	344,300	389,200	
	87	258,700	319,700	344,800	389,500	
	88	259,600	320,000	345,200	389,800	

89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			
134	278,900			
135	279,300			
136	279,600			

137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					
再任用職員	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の5第1項第1号及び第2号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第12条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第3号に掲げる職員で、交通用具の駐車のため駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を利用してその料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、人事委員会規則で定めるところにより算出した1箇月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額（当該額が1,500円（交通用具が自動車である場合にあつては、3,500円。以下この項において同じ。）を超えるときは、1,500円）を加算した額とする。

第22条の4第2項第1号ア中「6月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5」に、「12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）」を「100分の115」に改め、同号イ中「6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の100」に改め、同項第2号イ中「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の55」を「100分の52.5」に改める。

（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第5条、第6条、」及び「第12条の5」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第10条第2項の規定を準用する。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「396,000」を「397,000」に改め、同条第2項の表中「330,000」を「331,000」に、「366,000」を「367,000」に改める。

第6条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第8条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

第9条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」

に改める。

別表第1中「153,000円」を「154,900円」に、「194,000円」を「195,500円」に、「230,000円」を「231,500円」に、「263,000円」を「264,200円」に、「288,900円」を「289,700円」に改める。

別表第2中「182,400円」を「184,600円」に、「226,600円」を「228,500円」に、「270,400円」を「272,300円」に、「319,200円」を「321,000円」に、「356,100円」を「357,500円」に改める。

別表第3の1の表中「164,100円」を「166,100円」に、「202,300円」を「204,000円」に、「330,200円」を「331,100円」に改め、別表第3の2の表中「164,100円」を「166,100円」に、「173,900円」を「175,800円」に、「291,300円」を「293,000円」に改める。

別表第4の1の表中「272,600円」を「274,500円」に、「333,100円」を「335,000円」に、「397,900円」を「399,000円」に改め、別表第4の2の表中「154,400円」を「156,400円」に、「186,900円」を「188,400円」に、「222,100円」を「223,600円」に、「248,100円」を「249,600円」に、「279,900円」を「281,000円」に改め、別表第4の3の表中「168,800円」を「171,000円」に、「190,500円」を「192,400円」に、「238,500円」を「240,200円」に、「261,100円」を「262,700円」に、「285,900円」を「287,100円」に改める。

別表第5中「167,900円」を「169,800円」に、「208,000円」を「209,600円」に、「253,400円」を「255,000円」に、「274,500円」を「275,900円」に改める。

第9条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「(第8条及び第10条並びに別表第1から別表第5までにおいて「任期付職員」という。)」を削る。

第8条を次のように改める。

#### 第8条 削除

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

第10条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」及び「、第12条の5」を削り、「第4項」を「次項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を削り、同条第4項中「前条第11項」の次に「の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を加え、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条」を「その者に適用される給料表の再任用職員以外の職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額」に改め、「勤務時間条例」を削り、同項を同条第2項とする。

別表第1から別表第5までを削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年茨城県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

#### (2) 夜間学級担当手当

第3条第2項第1号中「管理職手当」の次に「の支給」を加え、「業務」を「納税義務者等と直接接して行う業務」に改め、同項第3号中「管理職手当」の次に「の支給」を加える。

第6条第1項第1号中「保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は」を削り、同項第2号中「保安検査、立入検査、完成検査、自主検査の立会い若しくは」及び「又は高圧ガス容器の検査」を削り、同条第2項第1号中「から第4号まで」を「又は第2号」に、「550円」を「750円」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項第3号又は第4号の業務 550円の範囲内で人事委員会規則で定める額

第27条及び第28条を次のように改める。

(夜間学級担当手当)

第27条 夜間学級担当手当は、夜間に授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)を設置する中学校に勤務する職員

のうち、副校長（本務として夜間学級に関する校務をつかさどる者に限る。）、教頭（本務として夜間学級に関する校務を整理する者に限る。）又は本務として夜間学級で行う教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭若しくは講師が、夜間学級に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当の支給を受ける職員 業務に従事した日1日につき560円

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 業務に従事した日1日につき720円

## 第28条 削除

### 付 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条及び第10条並びに付則第4項から第6項まで及び第8項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定、第6条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定及び第8条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与等条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例、第6条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第8条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与等条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第11条の5の規定により支給されていた住居手当（以下「旧住居手当」という。）の月額が1,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き旧住居手当に係る住宅（貸間を含む。次項及び付則第6項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第11条の5の規定にかかわらず、旧住居手当の月額に相当する額（旧住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。以下「旧手当額」という。）から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第11条の5第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第11条の5第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額（以下「差額相当額」という。）が1,000円を超えることとなる職員

5 旧住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き旧住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、前項第1号に掲げる職員又は差額相当額が2,000円を超えることとなる職員に該当するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、改正後の給与条例第11条の5の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

6 旧住居手当の月額が3,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き旧住居手当に係る住宅を借

り受け、家賃を支払っているもののうち、付則第4項第1号に掲げる職員又は差額相当額が3,000円を超えることとなる職員に該当するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、改正後の給与条例第11条の5の規定にかかわらず、旧手当額から3,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

7 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

8 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）別表第3の任期付職員教育職給料表」を削る。

第4条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 143 号議案

### 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「場合」の次に「又は第6条第6項各号に掲げる旅行であつて人事委員会規則で定めるものに該当する場合」を加え、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会規則で定めるところによる場合は、この限りでない。

第6条第6項中「在勤公署から片道2キロメートル未満の旅行及びおおむね1時間未満の定例的な業務に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 在勤公署から片道2キロメートル未満の旅行
- (2) おおむね1時間未満の定例的な業務に係る旅行
- (3) 公共交通機関の利用による在勤公署の存する都道府県外（以下「県外」という。）への旅行以外の内国旅行

第9条第1項中「第19条第1号に規定する旅行及び外国旅行に係る」を削る。

第15条第3項中「在勤公署の存する都道府県外（以下「県外」という。）」を「県外」に改める。

第18条第1項第2号中「24円」を「28円」に改める。

第19条中「、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ」を削り、「当該各号に定める額による」を「2,200円とする」に改め、同条各号を削る。

第23条第1項第1号中「第19条各号に掲げる旅行の区分に応じ同項各号」を「第19条」に改める。

第35条及び第36条を次のように改める。

（移転料）

第35条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。）を旧在勤公署から新在勤公署まで随伴する場合の移転料の額は、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第2の定額（以下この条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める額による。

- (1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
  - (2) 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその100分の10に相当する額を加算した額
  - (3) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として人事委員会規則で定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前2号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下この号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあつては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ人事委員会規則で定める額に相当する額を加算した額
- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に定める額の2分の1に相当する額による。
- 3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第36条の2第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、人事委員会規則で定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して新在勤公署へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで新在勤公署へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

4 第24条第1項第3号及び第2項の規定は、前3項の規定による移転料の額の計算について、第22条第2項の規定は前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(着後手当)

第36条 着後手当の額は、新居住地の存する地域の区分に応じた別表第2の定額により支給する旅行雑費の10日分及び宿泊料定額の10夜分を超えない範囲で別に定める額とする。

第36条の次に次の1条を加える。

(扶養親族移転料)

第36条の2 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤公署から新在勤公署まで随伴するとき。
  - (2) 外国に在勤中任命権者の許可を受け、同一在勤公署について1回限り、扶養親族を新居住地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。
  - (3) 本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に定める額の合計額による。
- (1) 配偶者及び12歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
  - (2) 12歳未満の子については、前号に定める額の2分の1に相当する額
- 3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。
- 4 第24条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

付則第4項を削る。

別表第2 2 死亡手当の表を別表第2 3 死亡手当の表とし、別表第2 1 定額により支給する旅行雑費、宿泊料及び食卓料の表の次に次の1表を加える。

2 移転料

区 分	路程 100 キロメ ートル未 満	路程 100 キロメ ートル以 上 500 キロ メートル 未満	路程 500 キロメ ートル以 上 1,000キロ メートル 未満	路程1,000 キロメ ートル以 上 1,500キロ メートル 未満	路程1,500 キロメ ートル以 上 2,000キロ メートル 未満	路程2,000 キロメ ートル以 上 5,000キロ メートル 未満	路程5,000 キロメ ートル以 上 10,000キロ メートル 未満	路程10,000 キロメ ートル以 上 15,000キロ メートル 未満	路程15,000 キロメ ートル以 上 20,000キロ メートル 未満	路程20,000 キロメ ートル以 上
9 級及び 8 級の職務に ある者	円 141,000	円 188,000	円 269,000	円 338,000	円 425,000	円 521,000	円 575,000	円 628,000	円 680,000	円 734,000
7 級, 6 級 及び 5 級の 職務にある 者	116,000	154,000	220,000	276,000	348,000	428,000	471,000	514,000	556,000	601,000
4 級以下の 職務にある 者	95,000	126,000	180,000	226,000	285,000	350,000	386,000	421,000	456,000	493,000

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第 144 号議案

### 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成 2 年茨城県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事等が退職の日又はその翌日に再び当該知事等となったときは、当該退職については、その者から支給の申出があった場合を除き、この条例の規定による退職手当は支給しない。この場合において、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定の適用については、当該退職前の在職期間は、当該退職後再び当該知事等となった場合の在職期間に引き続いたものとみなす。

第 3 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「日」の次に「(第 2 条第 2 項の規定により退職手当の支給を受けなかった場合にあっては、その引き続いた在職期間における最後の退職の日)」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の特別職の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

令和元年 12 月 4 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

# 第 145 号議案

## 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の96の項及び97の項を次のように改める。

96 削除		
97 削除		

別表第1の98の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表の100の項を次のように改める。

100 削除		
--------	--	--

別表第1の101の項中「毒物又は劇物の販売業」を「毒物劇物営業者」に、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物劇物営業登録票書換え交付手数料」に改め、同表の102の項中「毒物又は劇物の販売業」を「毒物劇物営業者」に、「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物劇物営業登録票再交付手数料」に改め、同表の103の項中「毒物及び劇物取締法施行令第36条の6第1項の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、同表の104の項中「毒物及び劇物取締法施行令第36条の6第1項の規定に基づく」を削り、「第4条第4項に規定する」を「第4条第3項の規定に基づく」に改め、同表の105の項中「毒物及び劇物取締法施行令第36条の6第1項の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改める。

別表第5の9の2の項中「19,300円」を「24,400円」に改め、同表の10の項中「17,900円」を「18,500円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第5の9の2の項及び10の項の改正規定は、令和2年3月1日から施行する。

（二級建築士又は木造建築士の登録に関する経過措置）

2 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、前項ただし書に規定する日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）第2条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対するこの条例の規定による改正後の茨城県手数料徴収条例別表第5の9の2の項の規定の適用については、同項中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

# 第 146 号議案

## 水戸市の中核市指定に伴う関係条例の整備に関する条例

(茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 5 の項第 67 号中「(家畜のふん尿を原料とするたい肥の製造に用いる原料置場、乾燥施設及び発酵施設、豚舎、鶏舎並びに鶏ふん乾燥機に係るものに限る。(68から74までにおいて同じ。))」を削り、同項市町村の欄中「までの事務については」の次に「水戸市、」を加え、「(85)」を「(66)まで、(75)から(85)」に改め、「及びつくば市」の次に「、(67)から(74)までの事務については水戸市、(67)から(74)までの事務（家畜のふん尿を原料とするたい肥の製造に用いる原料置場、乾燥施設及び発酵施設、豚舎、鶏舎並びに鶏ふん乾燥機に係るものに限る。）については水戸市を除く各市町村」を加え、同表 6 の項市町村の欄中「(1)から(3)までの事務については各市町村、(4)及び(5)の事務については日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町及び利根町」を「水戸市を除く各市町村」に改め、同表 6 の 2 の項の次に次のように加える。

<p>6 の 2 の 2 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 条例第 6 条の規定による事業報告書の受理</li><li>(2) 条例第 7 条の規定による協議</li><li>(3) 条例第 9 条の規定による措置命令</li><li>(4) 条例第 11 条第 1 項の規定による協議</li><li>(5) 条例第 11 条第 2 項の規定による意見の聴取</li><li>(6) 条例第 12 条第 1 項の規定による許可</li><li>(7) 条例第 13 条第 2 項（条例第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件の付加</li><li>(8) 条例第 13 条第 3 項（条例第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査</li><li>(9) 条例第 14 条第 1 項の規定による種類等の変更の許可</li><li>(10) 条例第 14 条第 3 項の規定による氏名の変更等の届出の受理</li><li>(11) 条例第 14 条第 4 項の規定による届出の受理</li><li>(12) 条例第 14 条第 5 項の規定による届出の受理</li><li>(13) 条例第 17 条第 1 項の規定による改善命令及び停止命令</li><li>(14) 条例第 17 条第 2 項の規定による措置命令</li><li>(15) 条例第 18 条第 1 項の規定による許可の取消し</li><li>(16) 条例第 18 条第 2 項の規定による許可の取消し</li><li>(17) 条例第 18 条第 3 項の規定による公表</li><li>(18) 条例第 19 条第 1 項の規定による許可</li><li>(19) 条例第 19 条第 2 項の規定による認可</li><li>(20) 条例第 19 条第 4 項の規定による届出の受理</li><li>(21) 条例第 21 条の規定による報告の徴収</li></ul>	水戸市
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 条例第22条第1項の規定による立入検査</li> <li>(3) 条例第23条の規定による協力の要請等</li> <li>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ul>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

第2条の表7の項市町村の欄中「各市町村」を「水戸市を除く各市町村」に改め、同表7の2の項の次に次のように加える。

<p>7の2の2 茨城県被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例（平成26年茨城県条例第32号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例第3条第1項の規定による届出の受理</li> <li>(2) 条例第3条第2項の規定による氏名の変更等の届出の受理</li> <li>(3) 条例第8条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等</li> <li>(4) 条例第9条第1項の規定による事業の制限及び停止命令</li> <li>(5) 条例第9条第2項の規定による事業の制限及び停止命令</li> <li>(6) 条例第10条第1項の規定による勧告</li> <li>(7) 条例第10条第2項の規定による命令</li> <li>(8) 条例第11条第1項の規定による公表</li> <li>(9) 条例第11条第2項の規定による意見の聴取</li> <li>(10) 条例第12条第1項の規定による情報の提供</li> <li>(11) 条例第12条第2項の規定による協力の要請</li> <li>(12) 条例第12条第3項の規定による措置の要請の受理</li> </ul>	水戸市
<p>7の2の3 母体保護法施行令（昭和24年政令第16号。以下この項において「政令」という。）及び母体保護法（昭和23年法律第156号。以下この項において「法」という。）の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政令第1条第2項の規定による標識の交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) (1)に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ul>	水戸市

第2条の表7の3の項市町村の欄中「市町村の設置する保育所に係るものについては」の次に「水戸市、」を加え、同表8の項市町村の欄中「各市町村」を「水戸市を除く各市町村」に改め、同表11の項の次に次のように加える。

<p>11の2 医師法（昭和23年法律第201号。以下この項において「法」という。）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第6条第3項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 政令第3条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 政令第5条第2項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 政令第6条第1項の規定による登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 政令第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 政令第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 政令第9条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 政令第10条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(9) 政令第10条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市
<p>11の3 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下この項において「法」という。）及び</p>	水戸市

<p>歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第6条第3項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 政令第3条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 政令第5条第2項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 政令第6条第1項の規定による登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 政令第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 政令第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 政令第9条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 政令第10条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(9) 政令第10条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> </ol>	
<p>11の4 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第6条の3第1項の規定による報告の受理及び知事への送付（病院に係るものを除く。(2)において同じ。)</li> <li>(2) 法第6条の3第2項の規定による報告の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 法第7条第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付（病院に係るものに限る。(4)から(11)まで、(13)、(30)、(32)、(33)及び(36)において同じ。)</li> <li>(4) 法第7条第2項の規定による病床数等の変更の許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 法第8条の2第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 法第9条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 法第9条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 法第12条第1項ただし書の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(9) 法第12条第2項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(10) 法第15条第3項の規定による届出の受理</li> <li>(11) 法第18条ただし書の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(12) 法第23条の2の規定による業務の停止等の命令</li> <li>(13) 法第27条の規定による検査及び許可証の交付</li> <li>(14) 法第42条の2第1項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(15) 法第44条第1項の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(16) 法第46条の5第1項ただし書の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(17) 法第46条の5第6項ただし書の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(18) 法第46条の5の3第2項の規定による請求の受理及び知事への送付</li> <li>(19) 法第46条の6第1項ただし書の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(20) 法第52条第1項の規定による事業報告書等の受理及び知事への送付</li> <li>(21) 法第54条の9第3項の規定による定款等の変更の認可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(22) 法第54条の9第5項の規定による定款等の受理及び知事への送付</li> <li>(23) 法第55条第6項の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(24) 法第55条第8項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(25) 法第56条の6の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(26) 法第56条の11の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(27) 法第58条の2第4項（法第59条の2において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</li> </ol>	水戸市

<ul style="list-style-type: none"> <li>(28) 法第60条の3第4項（法第61条の3において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(29) 政令第3条の3の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(30) 政令第4条第1項の規定による住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(31) 政令第4条第2項の規定による病床数等の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(32) 政令第4条の2第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(33) 政令第4条の2第2項の規定による住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(34) 政令第5条の12の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(35) 政令第5条の13の規定による役員の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(36) 省令第9条の15の2の規定による認定の申請の受理及び知事への送付</li> </ul>	
<p>11の5 薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下この項において「法」という。）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第9条の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 政令第3条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 政令第5条第2項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 政令第6条第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 政令第8条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 政令第9条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 政令第9条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 政令第10条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(9) 政令第10条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市
<p>11の6 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき告示された医療機関以外の医療機関からの救急業務に関し協力する旨の申出に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	水戸市
<p>11の7 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第8条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 法第15条の2第4項（法第53条第2項（法第60条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による登録の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 政令第1条の3第1項の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 政令第3条第3項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 政令第3条第5項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 政令第4条第2項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 政令第4条第3項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 政令第5条第1項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(9) 政令第5条第2項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(10) 政令第6条第2項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市

<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 政令第6条第4項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(12) 政令第7条第2項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(13) 政令第7条第5項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(14) 政令第7条第6項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(15) 政令第8条第2項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(16) 政令第8条第4項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(17) 政令第8条第5項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(18) 政令附則第3項の規定による免状の返納の受理及び知事への送付</li> </ul>	
<p>11の8 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）及び死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政令第1条第1項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 政令第3条第2項の規定による認定証明書の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 政令第3条第5項の規定による認定証明書の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 政令第4条第1項の規定による認定証明書の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 政令第4条第2項の規定による認定証明書の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 政令第5条第1項の規定による住所の変更の届出の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市
<p>11の9 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政令第1条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 政令第3条第2項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 政令第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 政令第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 政令第7条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 政令第7条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市
<p>11の10 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政令第1条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 政令第3条第2項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 政令第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市

<p>(6) 政令第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 政令第7条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 政令第7条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p>	
<p>11の11 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下この項において「法」という。）、診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この項において「政令」という。）、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（以下この項において「旧法」という。）及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第286号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（以下この項において「旧令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第28条第2項の規定による照射録の提出命令及び検査</p> <p>(2) 政令第1条の2の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 政令第1条の4第2項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 政令第2条第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 政令第3条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 政令第4条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 旧法第8条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 旧法第8条第3項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 旧法第11条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 旧令第1条の3第1項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 旧令第2条第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(12) 旧令第3条第1項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</p>	水戸市
<p>11の12 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下この項において「政令」という。）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（以下この項において「旧令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第1条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 政令第3条第2項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 政令第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 政令第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 政令第7条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 政令第7条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 旧令第5条第2項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 旧令第6条第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 旧令第7条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(12) 旧令第8条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p>	水戸市

<ul style="list-style-type: none"> <li>(13) 旧令第8条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(14) 旧令第9条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(15) 旧令第9条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> </ul>	
<p>11の13 温泉法（昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第3条第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 法第5条第2項（法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の有効期間の更新の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 法第6条第1項（法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 法第7条第1項（法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 法第7条の2第1項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による施設等の変更の許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 法第8条第1項（法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 法第11条第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 法第14条の2第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(9) 法第14条の3第1項の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(10) 法第14条の4第1項の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(11) 法第14条の5第1項の規定による確認</li> <li>(12) 法第14条の5第2項において準用する法第4条第2項の規定による通知</li> <li>(13) 法第14条の5第3項の規定による確認の取消し</li> <li>(14) 法第14条の6第2項の規定による届出の受理</li> <li>(15) 法第14条の7第1項の規定による施設等の変更の許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(16) 法第14条の8第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市
<p>11の14 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）、毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第3条の2第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 法第4条第1項の規定による登録の申請の受理及び知事への送付（販売業に係るものを除く。(3), (4), (6), (8)及び(17)から(21)までにおいて同じ。)</li> <li>(3) 法第4条第3項の規定による登録の更新の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 法第7条第3項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 法第9条第1項の規定による品目の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 法第10条第1項の規定による氏名及び住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 法第10条第2項の規定による氏名及び住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 法第21条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(9) 政令第11条第1号の規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(10) 政令第13条第1号ロ及びチの規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(11) 政令第16条第1号の規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(12) 政令第18条第1号ロ及びニからハまでの規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市

<ul style="list-style-type: none"> <li>(13) 政令第22条第1号の規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(14) 政令第24条第1号ロ及びニからへまでの規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(15) 政令第28条第1号ロの規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(16) 政令第30条第2号イの規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(17) 政令第35条第1項の規定による登録票及び許可証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(18) 政令第36条第1項の規定による登録票及び許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(19) 政令第36条第3項の規定による登録票及び許可証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(20) 政令第36条の2第1項の規定による登録票及び許可証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(21) (1)から(20)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ul>	
<p>11の15 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第3条第1項の規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 法第4条第1項の規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 法第9条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 法第9条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 法第9条第3項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 法第10条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 法第10条第2項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(9) 法第11条第2項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(10) 法第12条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による氏名及び住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(11) 法第12条第2項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による名称の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(12) 法第12条第3項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による氏名及び住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(13) 法第15条第2項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(14) 法第17条第5項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(15) 法第20条第6項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(16) 法第22条第1項ただし書の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(17) 法第22条の2の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(18) 法第23条の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(19) 法第24条第1項の規定による報告の受理及び知事への送付</li> <li>(20) 法第24条第2項の規定による報告の受理及び知事への送付</li> <li>(21) 法第29条の規定による報告の受理及び知事への送付</li> <li>(22) 法第30条の規定による報告の受理及び知事への送付</li> <li>(23) 法第30条の2の規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(24) 法第30条の4第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市

<ul style="list-style-type: none"> <li>(25) 法第30条の6第3項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(26) 法第30条の12第1項第1号の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(27) 法第30条の12第1項第2号の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(28) 法第30条の13の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(29) 法第30条の14の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(30) 法第30条の15第1項の規定による報告の受理及び知事への送付</li> <li>(31) 法第30条の15第2項の規定による報告の受理及び知事への送付</li> </ul>	
<p>11の16 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第3条第1項の規定による免許（麻薬小売業者に係るものに限る。(2)から(17)までにおいて同じ。）</li> <li>(2) 法第4条第1項（法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による免許証の交付</li> <li>(3) 法第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</li> <li>(4) 法第7条第3項の規定による届出の受理</li> <li>(5) 法第8条の規定による免許証の返納の受理</li> <li>(6) 法第9条第1項の規定による記載事項の変更の届出の受理</li> <li>(7) 法第9条第2項の規定による免許証の書替え交付</li> <li>(8) 法第10条第1項の規定による免許証の再交付</li> <li>(9) 法第10条第2項の規定による免許証の返納の受理</li> <li>(10) 法第29条の規定による届出の受理</li> <li>(11) 法第35条第1項の規定による届出の受理</li> <li>(12) 法第35条第2項の規定による届出の受理</li> <li>(13) 法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</li> <li>(14) 法第36条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</li> <li>(15) 法第50条の38第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等</li> <li>(16) 法第50条の38第2項の規定による報告の徴収及び立入検査</li> <li>(17) 法第51条第1項の規定による免許の取消し及び停止命令</li> <li>(18) 法第3条第1項の規定による免許の申請の受理及び知事への送付（麻薬小売業者に係るものを除く。(19)から(29)までにおいて同じ。）</li> <li>(19) 法第7条第1項（同条第2項、法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(20) 法第7条第3項（法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(21) 法第8条（法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(22) 法第9条第1項（法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による記載事項の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(23) 法第10条第1項（法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(24) 法第10条第2項（法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(25) 法第29条の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(26) 法第35条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市

<ul style="list-style-type: none"> <li>(27) 法第35条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(28) 法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(29) 法第36条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(30) 法第46条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(31) 法第47条の規定による届出の受理</li> <li>(32) 法第48条の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(33) 法第49条の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(34) 法第50条第1項の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(35) 法第50条の5第1項の規定による登録の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(36) 法第50条の20第4項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(37) 法第50条の22の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(38) 法第50条の24第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(39) 法第50条の26第1項ただし書の規定による申出の受理</li> <li>(40) 法第50条の27の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(41) 法第50条の28第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(42) 法第50条の28第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(43) 法第50条の33第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(44) 法第50条の33第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(45) 法第58条の2第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> </ul>	
<p>11の17 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第8条の2第1項の規定による報告の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 法第8条の2第2項の規定による報告の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 法第24条第2項の規定による許可の更新（卸売販売業に係るものに限る。(7)において同じ。)</li> <li>(4) 法第34条第1項の規定による許可</li> <li>(5) 法第35条第3項ただし書の規定による許可</li> <li>(6) 法第36条の8第2項の規定による登録の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 法第38条第2項において準用する法第10条第1項の規定による届出の受理</li> <li>(8) 法第40条の5第1項の規定による許可</li> <li>(9) 法第40条の5第4項の規定による許可の更新</li> <li>(10) 法第40条の6第2項ただし書の規定による許可</li> <li>(11) 法第40条の7において準用する法第10条第1項の規定による届出の受理</li> <li>(12) 法第68条の6の規定による指導及び助言（特定医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は特定医療機器を取り扱う医師その他医療関係者に係るものに限る。）</li> <li>(13) 法第68条の8の規定による指導及び助言（再生医療等製品の販売業者、再生医療等製品取扱医療関係者又は病院若しくは診療所の管理者に係るものに限る。）</li> <li>(14) 法第68条の23の規定による指導及び助言（生物由来製品の販売業者若しくは貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者若しくは薬局の管理者又は病院若しくは診療所の管理者に係るものに限る。）</li> <li>(15) 法第69条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査等（卸売販売業者及び再生</li> </ul>	水戸市

医療等製品の販売業者に係るものに限る。(16から29までにおいて同じ。)

- (16) 法第72条第4項の規定による改善命令及び使用の禁止
- (17) 法第72条の4第1項の規定による改善命令
- (18) 法第72条の4第2項の規定による是正命令
- (19) 法第72条の5第1項の規定による中止命令等
- (20) 法第72条の5第2項の規定による措置の要請
- (21) 法第73条の規定による変更命令
- (22) 法第75条第1項の規定による許可の取消し及び停止命令
- (23) 法第76条の規定による通知及び弁明等の機会の付与
- (24) 政令第44条の規定による許可証の交付
- (25) 政令第45条第1項の規定による許可証の書換え交付の申請の受理
- (26) 政令第46条第1項の規定による許可証の再交付の申請の受理
- (27) 政令第46条第3項の規定による許可証の返納の受理
- (28) 政令第47条の規定による許可証の返納の受理
- (29) 政令第48条の規定による台帳の整備
- (30) 省令第154条第1号ニの規定による認定
- (31) 省令第154条第2号ニの規定による認定
- (32) 省令第159条の9第1項の規定による登録事項の変更の届出の受理及び知事への送付
- (33) 省令第159条の10第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付
- (34) 省令第159条の10第2項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付
- (35) 省令第159条の11第1項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付
- (36) 省令第159条の12第1項の規定による販売従事登録証の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (37) 省令第159条の12第4項の規定による販売従事登録証の返納の受理及び知事への送付
- (38) 省令第159条の13第1項の規定による販売従事登録証の返納の受理及び知事への送付
- (39) 省令第159条の13第2項の規定による販売従事登録証の返納の受理及び知事への送付

第2条の表13の2の項市町村の欄中「各市町村」を「水戸市を除く各市町村」に改め、同表13の3の項の次に次のように加える。

- 13の4 クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下この項において「法」という。）、クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号。以下この項において「政令」という。）及びクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第6条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付
  - (2) 政令第1条第2項の規定による記載事項の変更の申請の受理及び知事への送付
  - (3) 政令第1条第3項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付
  - (4) 省令第6条第2項の規定による免許証の受理及び知事への送付
  - (5) 省令第9条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付
  - (6) 省令第10条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付並びに登録の抹消の申請の受理及び知事への送付
  - (7) 省令第10条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付

水戸市

<p>13の5 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第1項の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 政令第1条第2項の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 政令第3条第1項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 政令第3条第4項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 政令第4条第1項の規定による登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 政令第4条第2項の規定による登録の抹消の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 政令第5条第1項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 政令第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(9) 政令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(10) 政令第6条第5項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(11) 政令第6条第6項の規定による免許証の再交付の申請又は返納の受理及び知事への送付</li> <li>(12) 政令第8条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(13) 政令第8条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(14) 政令第8条第3項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(15) 政令第8条第4項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> </ol>	水戸市
<p>13の6 調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第3条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 政令第11条第1項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 政令第12条第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 政令第13条第1項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 政令第14条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 政令第14条第4項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 政令第15条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 政令第15条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> </ol>	水戸市
<p>13の7 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下この項において「法」という。）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第3条の規定による免許の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 政令第3条第1項の規定による登録事項の変更の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 政令第5条第1項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 政令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 政令第6条第4項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 政令第7条第1項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 政令第7条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</li> </ol>	水戸市
<p>13の8 茨城県食品衛生条例（昭和40年茨城県条例第41号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	水戸市

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例第4条第1項の規定による許可</li> <li>(2) 条例第4条第2項の規定による許可</li> <li>(3) 条例第4条第4項の規定による許可証の交付</li> <li>(4) 条例第4条第6項の規定による住所等の変更の届出の受理</li> <li>(5) 条例第4条第7項の規定による許可証の再交付</li> <li>(6) 条例第5条第1項の規定による許可</li> <li>(7) 条例第5条第2項の規定による許可</li> <li>(8) 条例第5条第3項の規定による住所等の変更の届出の受理</li> <li>(9) 条例第6条第3項の規定による許可証の交付</li> <li>(10) 条例第6条第4項の規定による許可証の再交付</li> <li>(11) 条例第6条の2第2項の規定による届出の受理</li> <li>(12) 条例第7条の規定による届出の受理及び許可証の返納の受理</li> <li>(13) 条例第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等</li> <li>(14) 条例第11条の規定による措置命令並びに営業の許可の取消し及び停止命令</li> </ul>	
<p>13の9 茨城県食の安全・安心推進条例（平成21年茨城県条例第32号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例第18条第1項の規定による勧告及び公表</li> <li>(2) 条例第18条第2項の規定による意見を述べる機会の付与</li> <li>(3) 条例第18条第3項の規定による措置命令</li> <li>(4) 条例第19条の規定による報告の受理</li> <li>(5) 条例第20条第1項の規定による指導</li> <li>(6) 条例第20条第2項の規定による指導</li> <li>(7) 条例第20条第3項の規定による公表</li> <li>(8) 条例第20条第4項の規定による報告の受理</li> <li>(9) 条例第21条第1項の規定による届出の受理</li> <li>(10) 条例第21条第2項の規定による氏名及び住所等の変更の届出の受理</li> <li>(11) 条例第22条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等</li> </ul>	水戸市
<p>13の10 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第3項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 法第7条の規定による健康診断の実施</li> <li>(3) 法第8条の規定による記録の作成及び保存</li> <li>(4) 法第9条の規定による指導</li> <li>(5) 法第19条第1項の規定による指定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 法第24条第2項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 法第25条第2項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(8) 法第26条第2項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(9) 法第27条第2項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(10) 法第28条第2項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(11) 法第28条第3項ただし書の規定による認定の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(12) 法第30条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(13) 法第31条の規定による支給の申請の受理及び知事への送付</li> </ul>	水戸市

- (14) 法第32条の規定による支給の申請の受理及び知事への送付
- (15) 法第37条の規定による相談事業の実施
- (16) 政令第3条第1項の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付
- (17) 政令第4条の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付
- (18) 政令第5条第1項の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付
- (19) 政令第6条の規定による被爆者健康手帳の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (20) 政令第8条第1項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付
- (21) 政令第11条第1項の規定による指定の申請の受理及び知事への送付
- (22) 政令第11条第2項の規定による指定の申請の受理及び知事への送付
- (23) 政令第12条（政令第16条において準用する場合を含む。）の規定による名称の変更等の届出の受理及び知事への送付
- (24) 政令第13条（政令第16条において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理及び知事への送付
- (25) 省令第7条第1項（省令附則第5条において準用する場合を含む。）の規定による氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付
- (26) 省令第7条第2項の規定による氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付
- (27) 省令第7条の2第3項（省令附則第5条において準用する場合を含む。）の規定による被爆者健康手帳の返還の受理及び知事への送付
- (28) 省令第8条（省令附則第5条において準用する場合を含む。）の規定による被爆者健康手帳の返還の受理及び知事への送付
- (29) 省令第22条第1項の規定による支給の申請の受理及び知事への送付
- (30) 省令第26条第1項の規定による支給の申請の受理及び知事への送付
- (31) 省令第32条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付
- (32) 省令第32条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付
- (33) 省令第32条第4項の規定による届出の受理及び知事への送付
- (34) 省令第34条（省令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更の届出の受理及び知事への送付
- (35) 省令第35条第1項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付
- (36) 省令第35条第3項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付
- (37) 省令第35条の2（省令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付
- (38) 省令第35条の3第1項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付
- (39) 省令第37条第3項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当証書の返納の受理及び知事への送付
- (40) 省令第38条第1項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当証書の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (41) 省令第39条（省令第54条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び知事への送付
- (42) 省令第41条（省令第46条、第50条、第54条、第63条及び第70条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び知事への送付
- (43) 省令第41条の2第1項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び知事への送付
- (44) 省令第41条の2第2項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び知事への送付

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(45) 省令第59条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(46) 省令第60条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(47) 省令第60条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(48) 省令第62条第2項の規定による保健手当証書の受理及び知事への送付</li> <li>(49) 省令第66条の規定による氏名の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(50) 省令第67条第1項の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(51) 省令第67条の2の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(52) 省令第68条の規定による記載事項の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(53) 省令第69条の規定による届出の受理及び知事への送付</li> <li>(54) 省令附則第2条第4項の規定による健康診断受診者証の交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(55) 省令附則第4条第1項の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(56) 省令附則第4条の2の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(57) 省令附則第4条の3第1項の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付</li> </ul> |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

第2条の表20の項市町村の欄中「各市町村,」を「水戸市を除く各市町村,」に改める。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

第2条 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第9条の表茨城県水戸保健所の項中「茨城県水戸保健所」を「茨城県中央保健所」に改め,「水戸市,」を削る。

第10条第2項の表茨城県北食肉衛生検査所の項中「水戸市,」を削る。

(茨城県屋外広告物条例の一部改正)

第3条 茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「区域内」の次に「(水戸市の区域を除く。次条第1項第2号及び第23条の7第1項第5号において同じ。)」を加える。

(茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年茨城県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第13条中第4項を第5項とし,第3項を第4項とし,同条第2項中「前項」を「第1項」に改め,同項を同条第3項とし,同条第1項の次に次の1項を加える。

2 水戸市の区域に係る前項の規定の適用については,同項中「第5条第1号の規定に違反してけい留されていない飼い犬」とあるのは「けい留されていない飼い犬(第5条第1号ただし書に該当するものを除く。)」とする。

第16条の次に次の1項を加える。

(適用除外)

第16条の2 第5条から第9条まで,第10条から第12条まで及び第14条の規定は,特定動物に関する部分を除き,水戸市の区域については,適用しない。

第18条第4号中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改める。

(民生委員の定数を定める条例の一部改正)

第5条 民生委員の定数を定める条例(平成27年茨城県条例第15号)の一部を次のように改正する。

本則の表水戸市の項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は,令和2年4月1日から施行する。

(茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際同条の規定による改正後の茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては水戸市長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、水戸市長のした処分その他の行為又は水戸市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第4条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 147 号議案

### 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表4の項第1号中「スス・スクロファ）」の次に「，ニホンジカ（ケルヴス・ニボン）」を加え，同表7の3の項の次に次のように加える。

7の4 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち，次に掲げるもの (1) 法第19条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等（市の設置する幼保連携型認定こども園に係るものに限る。(2)から(6)までにおいて同じ。） (2) 法第20条の規定による改善勧告及び改善命令 (3) 法第21条第1項の規定による停止命令及び閉鎖命令 (4) 法第21条第2項の規定による茨城県少子化対策審議会の意見の聴取 (5) 法第30条第1項の規定による報告の受理 (6) 法第30条第3項の規定による報告の徴収	日立市，常陸太田市
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

第2条の表14の2の2の項中「市村」を「市町村」に改め，同項市町村の欄中「ひたちなか市」の次に「，筑西市」を加え，同表14の3の2の項中「市村」を「市町村」に改め，同項市町村の欄中「ひたちなか市」の次に「，筑西市」を加え，同表14の4の項市町村の欄中「茨城町」の次に「，大子町」を加え，同表14の6の項市町村の欄中「土浦市」を「水戸市，土浦市」に改め，同表14の8の項市町村の欄中「小美玉市」の次に「，茨城町」を加え，「五霞町及び境町」を「五霞町，境町及び利根町」に改める。

#### 付 則

- この条例は，令和2年4月1日から施行する。ただし，第2条の表14の2の2の項市町村の欄の改正規定及び同表14の3の2の項市町村の欄の改正規定は，同年10月1日から施行する。
- この条例（前項ただし書に規定する規定については，当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令，条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは，施行日以後における法令等の適用については，当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 148 号議案

### 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(茨城県県税条例の一部改正)

第 1 条 茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第68条第 3 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項」に改める。

第71条の14中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項」に改める。

(茨城県証紙条例及び茨城県手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項」に改める。

- (1) 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第 2 条
- (2) 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第 9 号）別表第 5 の 4 の項

(茨城県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第 3 条 茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第30条の 8」を「第30条の 6 第 4 項」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和元年12月 4 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第 149 号議案

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成28年茨城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第1の1の項及び2の項」を「別表第1の1の項，2の項及び3の項」に改める。

別表第1中8の項を9の項とし，3の項から7の項までを1項ずつ繰り下げ，2の項の次に次のように加える。

3 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部及び高等専門学校を除く。）又は高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための補助金（私立の高等学校等の設置者が行う入学金又は授業料の減免に係るものに限る。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（茨城県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

2 茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中34の項を35の項とし，3の項から33の項までを1項ずつ繰り下げ，2の項の次に次のように加える。

3 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部及び高等専門学校を除く。）又は高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための補助金（私立の高等学校等の設置者が行う入学金又は授業料の減免に係るものに限る。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 150 号議案

# 社会福祉法に基づき無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める 条例

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 基本方針（第 4 条）
- 第 3 章 設備及び運営に関する基準（第 5 条—第 31 条）
- 第 4 章 雑則（第 32 条）

### 付則

#### 第 1 章 総則

##### （趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 68 条の 5 第 1 項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

##### （定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号）で使用する用語の例による。

##### （無料低額宿泊所の範囲）

第 3 条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね 50 パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね 50 パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 8 条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第 11 条第 3 号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

#### 第 2 章 基本方針

第 4 条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に

置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### 第3章 設備及び運営に関する基準

#### (構造設備等の一般原則)

第5条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

#### (設備の専用)

第6条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

#### (職員等の資格要件)

第7条 施設長は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

#### (運営規程)

第8条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項について運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

#### (非常災害対策)

第9条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

#### (記録の整備)

第10条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第11条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。

- 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定を遵守するものでなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
  - (2) 炊事設備
  - (3) 洗面所
  - (4) 便所
  - (5) 浴室
  - (6) 洗濯室又は洗濯場
- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。
    - (1) 共用室
    - (2) 相談室
    - (3) 食堂
  - 6 第4項各号に掲げる設備は、規則で定める基準に適合しなければならない。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

- 2 当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ書面により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所等県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による書面の交付に代えて、当該入居申込者の承諾を得て、同項の重要事項及び第2項の事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、無料低額宿泊所は、あらかじめ、当該入居申込者に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 8 電磁的方法は、入居申込者が当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 9 第7項後段の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び第7項後段の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 居室使用料
  - (3) 共益費
  - (4) 光熱水費
  - (5) 日用品費
  - (6) 基本サービス費
  - (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- 2 前各号に掲げる利用料は、規則で定める基準に適合しなければならない。

(サービス提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭等であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

(4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに知事、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 第4章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第6項の規則で定める基準（一の居室の床面積（収納設備を除く。）に係るものに限る。）を満たさないものについては、同項の規定にかかわらず、当分の間、規則で定める事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

3 前項の建物については、規則で定める必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第 151 号議案

### 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第5号中「のイからケまでの」を「に掲げる」に改め、同号アを次のように改める。

ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第 152 号議案

### 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律 に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「第45条第 1 項第 5 号イからケまで」を「第45条第 1 項第 5 号」に改める。

第15条第 1 項の表第45条第 1 項第 5 号アの項を次のように改める。

第45条第 1 項第 5 号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい，同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては，耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

令和元年12月 4 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第 153 号議案

### 茨城県漁港管理条例の一部を改正する条例

茨城県漁港管理条例（昭和34年茨城県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「),」を「), 航行補助施設,」に改め,「, 廃油処理施設」を削る。

第12条第3項中「1年（工作物の設置を目的とするときは3年）」を「10年」に改める。

第14条第2項中「しよと」を「を終了」に改める。

別表第1 1 利用料の表廃油処理施設の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

# 第 154 号議案

## 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県道路占用料徴収条例（昭和33年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		占 用 料		
		単 位	所 在 地	
			区 分	金 額（単位 円）
	第 一 種 電 柱	1 本につき 1 年	第一級地	1,700
			第二級地	730
			第三級地	510
			第四級地	420
			第五級地	380
	第 二 種 電 柱		第一級地	2,600
			第二級地	1,100
			第三級地	790
			第四級地	650
			第五級地	580
	第 三 種 電 柱		第一級地	3,500
			第二級地	1,500
			第三級地	1,100
			第四級地	880
			第五級地	780
	第 一 種 電 話 柱		第一級地	1,500
			第二級地	650
			第三級地	460
第四級地		380		
第五級地		340		
第 二 種 電 話 柱	第一級地	2,400		
	第二級地	1,000		
	第三級地	730		
	第四級地	610		
	第五級地	540		
第 三 種 電 話 柱	第一級地	3,400		
	第二級地	1,400		
	第三級地	1,000		
	第四級地	830		
	第五級地	740		
			第一級地	150
			第二級地	65

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	その他の柱類		第三級地	46
			第四級地	38
			第五級地	34
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	第一級地	15
			第二級地	7
			第三級地	5
			第四級地	4
			第五級地	3
	地下に設ける電線その他の線類		第一級地	9
			第二級地	4
		第三級地	3	
		第四級地	2	
		第五級地	2	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,500	
		第二級地	640	
		第三級地	450	
		第四級地	370	
		第五級地	330	
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	第一級地	920	
		第二級地	390	
		第三級地	270	
		第四級地	230	
		第五級地	200	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	3,100	
		第二級地	1,300	
		第三級地	910	
		第四級地	760	
		第五級地	680	
郵便差出箱及び信書便差出箱		第一級地	1,300	
		第二級地	550	
		第三級地	380	
		第四級地	320	
		第五級地	280	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	第一級地	25,000	
		第二級地	4,300	
		第三級地	1,900	
		第四級地	960	
		第五級地	670	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	第一級地	3,100	
		第二級地	1,300	
		第三級地	910	
		第四級地	760	
		第五級地	680	
		第一級地	64	
		第二級地	27	
		第三級地	19	

法第32条第1項第2号に掲げる物件			第四級地	16
			第五級地	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	第一級地	92
			第二級地	39
			第三級地	27
			第四級地	23
			第五級地	20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		第一級地	140
			第二級地	59
	第三級地		41	
	第四級地		34	
	第五級地	30		
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	第一級地	180		
	第二級地	78		
	第三級地	55		
	第四級地	45		
	第五級地	41		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	第一級地	280		
	第二級地	120		
	第三級地	82		
	第四級地	68		
	第五級地	61		
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	第一級地	370		
	第二級地	160		
	第三級地	110		
	第四級地	91		
	第五級地	81		
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	第一級地	640		
	第二級地	270		
	第三級地	190		
	第四級地	160		
	第五級地	140		
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	第一級地	920		
	第二級地	390		
	第三級地	270		
	第四級地	230		
	第五級地	200		
外径が1メートル以上のもの	第一級地	1,800		
	第二級地	780		
	第三級地	550		
	第四級地	450		
	第五級地	410		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		第一級地	3,100	
		第二級地	1,300	
		第三級地	910	
		第四級地	760	

			第五級地	680	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	13,000	
			第二級地	2,100	
			第三級地	930	
		第四級地	480		
		第五級地	330		
	地下に設ける通路		第一級地	7,600	
			第二級地	1,300	
	第三級地		560		
	第四級地		290		
	第五級地		200		
その他のもの		第一級地	3,100		
		第二級地	1,300		
		第三級地	910		
		第四級地	760		
		第五級地	680		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	第一級地	250
				第二級地	43
		第三級地		19	
		第四級地		10	
		第五級地		7	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	第一級地	2,500	
			第二級地	430	
			第三級地	190	
			第四級地	96	
			第五級地	67	
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	第一級地	2,500	
			第二級地	430	
	第三級地		190		
	第四級地		96		
	第五級地		67		
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	第一級地	25,000	
	第二級地		4,300		
	第三級地		1,900		
	第四級地		960		
	第五級地		670		
標	識	1本につき1年	第一級地	2,400	
			第二級地	1,000	
			第三級地	730	
			第四級地	610	
			第五級地	540	

道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。 以下「令」と いう。)第7 条第1号に掲 げる物件	旗 ざ お	祭礼, 縁日その他の 催しに際し, 一時的 に設けるもの	1本につき1日	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	250 43 19 10 7
		その他のもの	1本につき1月	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	2,500 430 190 96 67
	幕(令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。)	祭礼, 縁日その他の 催しに際し, 一時的 に設けるもの	その面積1平方メー トルにつき1日	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	250 43 19 10 7
		その他のもの	その面積1平方メー トルにつき1月	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	2,500 430 190 96 67
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	25,000 4,300 1,900 960 670
		その他のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	13,000 2,100 930 480 330
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メー トルにつき1年	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	3,100 1,300 910 760 680
	令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		占用面積1平方メー トルにつき1月	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	2,500 430 190 96 67	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設			第一級地 第二級地 第三級地 第四級地	310 130 91 76	

			第五級地	68
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		第一級地	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		第二級地	Aに0.014を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	第三級地	Aに0.016を乗じて得た額
		階数が2のもの	第四級地	Aに0.019を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	第五級地	Aに0.023を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.023を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		第一級地	Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		第二級地	Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		第三級地	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		第四級地	Aに0.019を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		第五級地	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		第一級地	Aに0.008を乗じて得た額
	その他のもの		第二級地	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.012を乗じて得た額		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		第三級地	Aに0.013を乗じて得た額
			第四級地	Aに0.016を乗じて得た額

占有面積1平方メートルにつき1年

号に掲げる施設		第五級地	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、当該許可に係る占用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 155 号議案

### 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例

茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 特別県営住宅の管理（第43条―第48条）」を「第4章 準一般県営住宅の管理（第42条の2）」に、  
第5章 特別県営住宅の管理（第43条―第48条）」を「第5章 準一般県営住宅の管理（第42条の2）」に、  
「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「前号」を「前2号」に改め、  
同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 準一般県営住宅 前号に掲げるものを除くほか、その収入が第6条第1項第3号に掲げる金額を超えない者に対し  
て賃貸するための県営住宅をいう。

第3条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 準一般県営住宅

第5条第7号及び第8号中「公営住宅」の次に「又は準一般県営住宅」を加える。

第6条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号ア中「(ウ)まで」を「(エ)まで」に  
改め、同号ア(ウ)中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」  
に改め、同号アに次のように加える。

(エ) 入居者の年齢が、同居者（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の  
予約者を含む。）に限る。）の年齢と合計して規則で定める年齢を超えない場合

第6条第1項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、同項第7号中「公営住宅」の次に「又は準  
一般県営住宅」を加え、同号を同項第5号とし、同項第8号中「第44条第8号」を「第44条第6号」に改め、同号を同項  
第6号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第2号」を「前項第1号」に改め、同項第3号中「中国残留邦人  
等」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立  
の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留  
邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附  
則第2条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者」に改め、同項第5号中「第1項第4号ア(ア) b」を「第1  
項第3号ア(ア) b」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（前号に該当する者を除く。）  
であって、ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 犯罪により害を被ったことにより収入が減少し現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認め  
られる者

イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等（犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。）  
が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

(6) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項第3号に規定する事業による援助を受けている者  
第6条第3項に次の1号を加える。

(8) 前各号に掲げるもののほか、特に居住の安定を図る必要があると認められる者

第6条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「第3項ただし書」を「第2項ただし書」に改め、  
同項を同条第4項とし、同条第6項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

第7条第1項中「又は公営住宅」の次に「若しくは準一般県営住宅」を、「当該公営住宅」の次に「又は準一般県営住宅」を加え、「第7号」を「第5号」に改め、同条第2項中「前条第1項第4号イ」を「前条第1項第3号イ」に、「同項第2号」を「同項第1号」に改め、同条第3項中「第7号」を「第5号」に改める。

第11条第3項中「特別」を「当該入居に係る債務について法人の保証を受けている者又は特別」に改める。

第14条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」及び各号を削り、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に、「しようを」を「し、又は保証法人を立てよう」とに改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「しなければ」を「し、又は第11条第3項の保証を行う法人（以下「保証法人」という。）を立てなければ」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の連帯保証人は、規則で定める極度額を限度として、その履行をする責任を負うものとする。

第14条の次に次の1項を加える。

（保証法人）

第14条の2 保証法人は、当該保証に係る業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財産的基礎を有する者で、知事が適当と認めるものでなければならない。

2 入居者は、保証法人について、破産手続開始の決定が行われた場合その他前項に規定する要件に該当しないこととなる事実が生じた場合は、遅滞なく、知事の承認を受けて、保証法人を変更し、又は前条に定めるところにより連帯保証人を立てなければならない。

3 入居者は、前項の規定による場合のほか、既に立てた保証法人を変更し、又は連帯保証人を立てようとするときは、知事の承認を得なければならない。

第27条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該模様替え若しくは増築又は建物若しくは工作物の設置が当該一般県営住宅の利便の増進に資すると認められる場合については、この限りでない。

第29条第1項中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第36条第1項中「又は公営住宅」の次に「若しくは準一般県営住宅」を加え、「公営住宅に」を「公営住宅又は準一般県営住宅に」に改める。

第41条（見出しを含む。）中「公営住宅」の次に「又は準一般県営住宅」を加える。

第42条第3項中「年5パーセント」を「法定利率」に改める。

第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章を第6章とする。

第44条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削り、同条第7号中「公営住宅」の次に「又は準一般県営住宅」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第8号を第6号とする。

第48条中「第14条」を「第14条の2」に改める。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

#### 第4章 準一般県営住宅の管理

（一般県営住宅の管理に関する規定の準用）

第42条の2 準一般県営住宅の管理については、第4条、第5条、第6条（第1項第3号イを除く。）、第7条（第2項を除く。）、第8条（第3項を除く。）、第9条（第4項を除く。）、第10条から第19条の2まで、第20条（第2項を除く。）、第21条から第35条まで、第36条（第2項を除く。）、第37条、第41条及び第42条（第1項第7号、第6項及び第7項を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「一般県営住宅」とあるのは「準一般県営住宅」と読み替えるほか、第6条第1項第1号中「、第44条及び付則第8項」とあるのは「及び第44条」と、同項第3号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「ア」と、同条第5項中「居室数が2室以下又

はその住戸面積が50平方メートル以下の規模の住宅（以下「小規模住宅」という。）とする。ただし、これにより難しい場合には、知事が別に定める規格の住宅とすることができる」とあるのは「知事が別に定めるものとする」と、第37条第1項中「、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による一般県営住宅への入居の手続」とあるのは「又は第35条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

付則第8項中「同条第1項第2号」を「同条第1項第1号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県県営住宅条例第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に連帯保証人となる者について適用し、同日前に連帯保証人となった者については、なお従前の例による。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第 156 号議案

### 市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

(市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例（昭和40年茨城県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「, 第10条及び第11条」を「及び第 9 条から第11条まで」に改める。

(市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例（昭和46年茨城県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 9 条まで（第 4 条第 3 項を除く。）及び」を削り、「第11条」の次に「まで（第 4 条第 3 項を除く。）」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年12月 4 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第 157 号議案

### 茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例

茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成13年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

茨城県迷惑行為防止条例

第1条中「公衆」を「人」に改める。

第2条を次のように改める。

（卑わいな行為の禁止）

- 第2条 何人も、道路、公園、駅、興行場、飲食店その他の不特定かつ多数の者が利用し、若しくは出入りすることができる場所（以下「公共の場所」という。）（第3項に規定する場所に該当する場合を除く。）又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の不特定かつ多数の者が利用し、若しくは出入りすることができる乗物（以下「公共の乗物」という。）（同項に規定する場所に該当する場合を除く。）にいる他人に対し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 人を著しく羞恥させ、又は人に著しく嫌悪の情を催させるような方法で、衣服その他の身に着ける物（以下この項において「衣服等」という。）の上から、又は直接身体に接触すること。
  - (2) 人を著しく羞恥させ、又は人に著しく嫌悪の情を催させるような方法で、身体又は下着（衣服等で覆われている部分に限る。以下「身体等」という。）をのぞき見、又はのぞき見ようとする事。
  - (3) 人を著しく羞恥させ、又は人に著しく嫌悪の情を催させるような方法で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下この条において「写真機等」という。）を使用して身体等を撮影し、又は撮影しようとする事。
  - (4) 衣服等を透かして身体等を見ることができる機器（以下「透視機器」という。）を使用して、他人の身体等の映像を見、若しくは見ようとし、又は他人の身体等を撮影し、若しくは撮影しようとする事。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、人を著しく羞恥させ、又は人に著しく嫌悪の情を催させるような卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、学校、事務所その他の不特定の者若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りすることができる場所（公共の場所又は次項に規定する場所に該当する場合を除く。）又はタクシーその他の不特定の者若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りすることができる乗物（公共の乗物又は次項に規定する場所に該当する場合を除く。）にいる他人に対し、みだりに前項第2号から第4号までに掲げる行為をしてはならない。
- 3 何人も、住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けないでいるような場所にいる他人に対し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態（以下この項において「人の姿態」という。）をのぞき見、又はのぞき見ようとする事。
  - (2) 写真機等を使用して、人の姿態を撮影し、又は撮影しようとする事。
  - (3) 透視機器を使用して、他人の身体等若しくは人の姿態の映像を見、若しくは見ようとし、又は他人の身体等若しくは人の姿態を撮影し、若しくは撮影しようとする事。
- 4 何人も、前3項に規定する行為（写真機等又は透視機器を使用して行う行為に限る。）をする目的で、写真機等又は透視機器を設置してはならない。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 158 号議案

### 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定に基づき、令和2年度において、当せん金付証票を次のとおり発売するものとする。

発売総額 28,000,000,000 円以内

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 159 号議案

### 県有財産の売却処分について

下記により，県有財産を売却処分するものとする。

記

#### 1 不動産の表示

##### (1) 土地

東茨城郡大洗町磯浜町字東光台8234番 1 ほか 2 筆

面積 16,592.12平方メートル

##### (2) 建物

鉄筋コンクリート造アルミニューム板葺地下 1 階付 5 階建ほか 3 棟

延床面積 5,343.28平方メートル

#### 2 売却予定価格

金 120,000,000円

#### 3 売却処分先

東茨城郡大洗町磯浜町6881番地

株式会社 I H S

代表取締役社長 竹 内 順 一

令和元年12月 4 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第 160 号議案

### 指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
つくばヘリポート	東京都中央区勝どき一丁目13番1号 日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体 代表者 株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役社長 池上 正春	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 161 号議案

### 工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
国 補 地 道 第31-03-794-Z-001号 一 般 国 道 118 号 (仮称)北田気大橋 橋梁上部工事(その1)	条 件 付 き 一 般 競 争 入 札	千 1,055,890	水戸市笠原町978番25 日本ファブテック株式会社茨城営業所 所長 庄司 裕一

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 162 号議案

### 工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
国 補 地 道 第31-03-794-Z-002号 一 般 国 道 118 号 (仮称)北田気大橋 橋梁上部工事(その2)	条 件 付 き 一 般 競 争 入 札	千円 1,054,680	神栖市砂山16番地5 株式会社横河NSエンジニアリング 代表取締役社長 齊藤 功

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

# 第 163 号議案

## 工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
県 単 常 臨 第 27 - 06 - 078 - Z - 001 号 県 単 常 整 第 27 - 06 - 079 - Z - 001 号 合 併 次 期 処 分 場 護 岸 築 造 工 事 ( 既 設 そ の 2 )	随意契約	既 請 負 契 約 金 額	4,666,680 <sup>千円</sup>	ひたちなか市山崎94 東洋・株木・秋山特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司 代理人 茨城営業所長 平野 徹
		今 回 増 減 ( △ ) 額	58,960	
		計	4,725,640	

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

# 第 164 号議案

## 工事請負契約の変更について

下記により，工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
県 単 常 臨 第 27 - 06 - 078 - Z - 005 号 県 単 常 整 第 27 - 06 - 079 - Z - 005 号 合 併 次 期 処 分 場 護 岸 築 造 工 事 ( 西 南 そ の 1 )	随意契約	既 請 負 契約金額	6,522,660 <sup>千円</sup>	ひたちなか市大字中根字芝野3349番地 3 五洋・大成・岡部特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設株式会社 代表取締役社長 清水 琢三 代理人 茨城営業所長 田中 哲司
		今 回 増 減 ( △ ) 額	172,150	
		計	6,694,810	

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

# 第 165 号議案

## 工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
県 単 常 臨 第 27 - 06 - 078 - Z - 004 号 県 単 常 整 第 27 - 06 - 079 - Z - 004 号 合 併 次 期 処 分 場 護 岸 築 造 工 事 ( 北 そ の 1 )	随意契約	既 請 負 契 約 金 額	5,252,040 <sup>千円</sup>	水戸市中央 2 丁目 7 番 36 号 東亜・大林・菅原特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 秋山 優樹 代理人 茨城営業所長 濱崎 健
		今 回 増 減 ( △ ) 額	18,590	
		計	5,270,630	

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

# 第 166 号議案

## 工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
県 単 常 臨 第 27 - 06 - 078 - Z - 008 号 県 単 常 整 第 27 - 06 - 079 - Z - 008 号 合 併 次 期 処 分 場 護 岸 築 造 工 事 ( 西 南 そ の 2 )	随意契約	既 請 負 契 約 金 額	5,071,852,800 <sup>円</sup>	水戸市城南 1 丁目 7 番 27 号 みらい・りんかい日産・鈴縫特定建設工事 共同企業体 代表者 みらい建設工業株式会社 代表取締役 小西 武 代理人 茨城営業所長 伊藤 茂
		今 回 増 減 ( △ ) 額	△ 176,148,000	
		計	4,895,704,800	

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

# 第 167 号議案

## 工事請負契約の変更について

下記により，工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
県 単 常 臨 第 27 - 06 - 078 - Z - 007 号 県 単 常 整 第 27 - 06 - 079 - Z - 007 号 合 併 次 期 処 分 場 護 岸 築 造 工 事 ( 北 そ の 2 )	随意契約	既 請 負 契約金額	4,801,993,200 <sup>円</sup>	ひたちなか市山崎94 東洋・不動テトラ・常総特定建設工事共同 企業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司 代理人 茨城営業所長 平野 徹
		今 回 増 減 ( △ ) 額	△ 102,924,000	
		計	4,699,069,200	

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 168 号議案

### 茨城県道路公社の定款の変更について

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第3項の規定に基づき，道路の整備に関する基本計画の変更に係る茨城県道路公社の定款の変更について，下記のとおり国土交通省関東地方整備局長に認可を申請するものとする。

記

第16条の表中

県道岩井関宿野田線	茨城県坂東市長須より千葉県野田市木間ヶ瀬まで	を
-----------	------------------------	---

削る。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦